

第2部

平成21年度

食料・農業・農村施策

概 説

1 施策の重点

「食料・農業・農村基本計画」の目標及び課題等の実現に向けて、食料供給力の強化に関する施策、食料自給率向上に向けた消費及び生産に関する施策、食料の安定供給の確保に関する施策、農業の持続的な発展に関する施策及び農村の振興に関する施策を総合的に展開しました。特に、食料自給力の強化、農山漁村の活性化、食の安全と消費者の信頼の確保、資源・環境対策の推進、国際交渉への取組等を一層推進しました。

また、農政改革に取り組むとともに、新たな「食料・農業・農村基本計画」を22年3月に策定しました。

2 財政措置

「21世紀新農政2008」に基づく施策を重点的に推進するため、必要な財政措置を講ずることとし、21年度農業関係一般会計当初予算額は、総額1兆9,410億円となりました。これにより、①国内における食料供給力の強化や世界の食料事情に対応した取組、国内農業の体質強化、食の安全・消費者の信頼確保と食生活の充実を図る施策の展開等を通じた、国際的な食料事情を踏まえた食料安全保障の確立、②都市との共生・対流や農商工連携の推進を通じた農山漁村の活性化、③地球温暖化対策や非食料原料による国産バイオ燃料の生産拡大、生物多様性の保全を柱とした、資源・環境対策を推進しました。

また、21年度の農林水産省関係の財政投融資計画額は2,036億円となりました。このうち主要なものは、(株)日本政策金融公庫への1,805億円となりました。

3 立法措置

第171回国会において、以下の法律が成立しました。

- ・「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」

- ・「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」
- ・「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律」
- ・「農地法等の一部を改正する法律」
- ・「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律」

また、21年度において、以下の法律が施行されました。

- ・「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」
- ・「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律」の一部
- ・「農地法等の一部を改正する法律」
- ・「特定農産加工業経営改善臨時設置法の一部を改正する法律」

4 税制上の措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする税制措置を講じました。

(1) 国内農業の体質強化

(ア) 農地制度の見直しに伴い、農地にかかる税制も見直し。特に、市街化区域外農地にかかる相続税の納税猶予制度については、転用規則の厳格化等に伴い、農業経営基盤強化促進法に基づき貸し付けられた農地を適用対象とするなどの見直し(複数税目)

(イ) 農業経営基盤強化準備金制度の延長等(所得税・法人税)

(ウ) 保全事業等資産の特別償却制度を適用期限の到来をもって廃止する一方、特定地域における工業用機械等にかかる特別償却制度に山村振興法に基づく振興山村を追加(所得税・法人税)

(エ) 農林漁業用軽油の免税措置の存続(軽油引取税)

(2) 食品産業の競争力強化

(ア) 米粉用米、飼料用米の需要の拡大を促進するため新用途米穀加工品等製造設備の取得等をした場合の特別償却制度の創設(所得税・法人税)

(イ) 特定農産加工法に基づき事業基盤強化設備（果汁製造設備・乳製品製造設備等）を取得した場合の特別償却等の延長（所得税・法人税）

5 金融措置

各種制度資金について、農政の抜本的改革に当たり、担い手のニーズに即した金融上のメリット措置を拡充しました。また、政策金融改革の趣旨を踏まえつつ担い手の育成等の農政改革の推進に資するため、やる気と能力のある農業者がより強い経営体に発展するよう支援しました。

ア (株) 日本政策金融公庫

①19～21年度（集中改革期間）に借り入れる農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の無利子化措置、②20～21年度に省エネ施設の取得等によりコストの低減化を図るために借り入れるスーパーL資金の無利子化措置、③20～21年度に認定農業者等が経営の維持安定のために借り入れる農林漁業セーフティネット資金に対する無利子化措置を継続するとともに、新たな雇用の創出に結び付く経営改善のために借り入れるスーパーL資金及び経営診断を受けた認定農業者等が借り入れる農林漁業セーフティネット資金について、無利子化措置を創設しました。

また、①一時的な経営悪化から回復途上にある経営体を農林漁業セーフティネット資金の融資対象に追加、②「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」に規定する認定生産製造連携事業計画に基づいて行う事業に必要な資金について食品安定供給施設整備資金の使途に追加、③「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」に基づき、農林漁業者が商工業者と連携して事業に取り組む場合において、農林漁業施設資金（共同利用施設）の貸付利率に特例を設ける措置等の措置を講じました。

さらに、担い手が必要とする運転資金を民間金融機関が円滑に供給するための証券化支援業務や、大規模な災害等による被害に対処するために必要な資金を民間金融機関から迅速かつ円滑に供給するための危機対応円滑化業務の実施に当たって必要な措置を講じたほか、(株)日本政策金融公庫の円滑な業務に資するため、貸付けにより生じるコストについて、一般会計から補給金・補助金を交付しました。

イ 農業近代化資金

①19～21年度に認定農業者が借り入れる資金の無利子化措置、②20～21年度に集落営農組織が借り入れる資金の金利負担軽減措置、③20～21年度に省エネ施設の取得等によりコストの低減化を図るために認定農業者が借り入れる資金の無利子化措置を継続するとともに、新たな雇用の創出に結び付く経営改善のために認定農業者が借り入れる資金について、新たに無利子化措置を講じました。

ウ 農業改良資金

21年度に改正を行った、米穀の新用途への利用促進の取組に対する農業改良資金の貸付けに関して周知徹底を図るとともに、担い手による新たな作目や加工分野への進出、新たな技術や生産方式の導入等の取組を支援するため、所要の措置を講じました。

エ 農業信用保証保険

農業信用基金協会及び(独)農林漁業信用基金に対して、農業者への資金の円滑な供給が図られるよう、保証引受及び保険引受に必要な財務基盤の強化を図るなどの措置を講じました。

6 政策評価

効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき事前評価（政策を決定する前に行う政策評価）、事後評価（政策を決定した後に行う政策評価）

を推進しました。

I 食料供給力の強化に関する施策

1 基本的考え方

食料の多くを海外に依存している我が国において、将来にわたって国民への食料の安定供給を確保するためには、国内農業生産の増大を図ることを基本に、これと輸入と備蓄を適切に組み合わせる必要がありますが、特に、農地・農業用水、農業者、技術といった食料供給力を構成する個々の要素につき現状を分析し、実効ある対策を講じることが必要です。

2 農業生産の基盤の整備及び保全

ア 農地の確保・有効利用の促進

- (ア) 国内の農業生産の基盤である農地を将来にわたって確保し、かつその有効利用の徹底を図るために農地制度を見直しました。
- (イ) 農地の確保のため、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切かつ厳格な運用を推進しました。
- (ウ) 面的なまとまりを重視した担い手への農地の利用集積の加速化や、食料自給率向上のため麦・大豆、米粉用米、飼料用米等の生産拡大を可能とする水田の汎用化、大区画化等の基盤整備を推進しました。
- (エ) 耕畜連携のもとで、地域の特色を活かしつつ、稲発酵粗飼料等の粗飼料生産等を推進しました。
- (オ) 耕作放棄地を早急に解消するため、貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組や農業生産基盤の整備等を支援しました。
- (カ) 水田を活用して、麦・大豆や飼料作物の生産拡大を図るとともに、米粉用米、飼料用米の生産に取り組みました。

イ 農業用水の安定供給の確保

- (ア) 農業水利施設の適切な整備・更新を図ることにより、食料供給力の基盤となる農業用水の安定供給を確保しました。
- (イ) 農業水利施設のライフサイクルコスト（建設・維持管理等にかかるすべての費用）の低減を図るため、既存の農業水利施設の劣化状況や施設の規模に応じた整備・更新をきめ細やかに行うストックマネジメントの取組について、対象施設を拡大して推進しました。
- (ウ) 地域の特性に応じた多様な畑作物の生産、品質の向上、安定供給を図るため、畑地かんがい施設等を総合的に整備しました。

ウ 農地等にかかる総合的な防災対策

- (ア) 集中豪雨や台風等による農用地・農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するとともに、土壤汚染の除去、農業用排水の汚濁の除去等を図るため、ため池、排水機場等の農業用施設の整備、地すべり対策等の農地防災対策を実施しました。
- (イ) 津波、高潮、波浪その他海水または地盤の変動による被害から農地等を防護するため、海岸保全施設の整備等を実施しました。
- (ウ) 政府全体で進める防災情報基盤の整備や、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させるために、ため池総合整備対策を推進するなどハード整備とソフト対策が一体となった防災・減災対策を実施しました。

エ 農村環境の保全・形成に配慮した基盤整備の実施

田園環境整備マスタープランを踏まえ、地域住民や特定非営利活動法人／非営利団体（NPO）等による保全活動とも連携しつつ、生態系や景観等の農村環境の保全・形成に配慮した基盤整備を推進しました。

オ 農地・水・環境保全向上対策の推進

農地・農業用水等の資源や環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援しました。

3 意欲ある担い手の育成・確保

ア 経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進

(ア) 担い手の明確化

- a 将来にわたって地域農業を担う、意欲ある担い手の育成・確保に向けて、行政及び農業団体が一体となって、担い手育成の目標を設定し認定農業者の育成・確保や集落営農組織の立ち上げ・法人化等、担い手の育成・確保に取り組みました。
- b 認定農業者の認定の促進やその後の適切な経営指導等に資するため、「認定農業者制度の運用改善のためのガイドライン」を踏まえた市町村等の取組状況の把握を行い、適切な運用を図りました。

(イ) 担い手への支援の集中化・重点化

- a 各地域の「担い手育成総合支援協議会」に、担い手支援のためのワンストップ窓口を設置し、経営相談・技術指導・法人化支援等あらゆるサポート活動を一元的に実施しました。
- b 認定農業者が借り入れるスーパーL資金等の無利子化措置等を着実に実施し、担い手の育成・確保を金融面から強力に支援し、また、融資を主体とした農業用機械・施設等の導入に際して、融資残の自己負担分への補助や追加的な信用供与による総合的な支援を実施しました。
- c 経営者組織の横断的な連携と民間ノウハウを活用した高度経営支援を総合的に実施し、水田・畑作経営所得安定対策加入者のさらなる経営発展を促進するとともに、農業用機械等の導入を

支援しました。

(ウ) 集落営農への総合的な支援

- a 集落営農組織の立ち上げの促進や、水田・畑作経営所得安定対策に加入した集落営農組織の運営体制の整備及びそれらの組織の経営改善を促進するため、経理事務の適正化、法人化に向けた経営計画の作成等、組織の状況に応じた課題の解決に必要な支援を実施しました。
- b 新規作物・新品種の導入、農産物の加工・販売等、農業経営の多角化や複合化による収益向上にチャレンジする集落営農組織に対して、その試験的取組に必要な活動を支援するとともに、金融支援措置を実施しました。

(エ) 多様な経営発展の取組の推進

- a 「担い手育成総合支援協議会」が行う消費者ニーズの把握のための市場調査、特産品加工技術の習得活動、販路開拓のための商談会の開催等を通じて農業者の経営の多角化・複合化への取組を支援しました。また、農業者等を対象に、農業生産を核として加工、流通、販売等に進出する新たなビジネス展開に役立つ実践的な知識や技術等を習得するための経営アグリビジネススクールを開催しました。
- b 企業的な農業経営を目指して、農業法人が、地域の農業者や食品メーカー等との多様なネットワークを形成する取組等を支援しました。

イ 野菜・果樹政策の推進

(ア) 野菜

消費者等のニーズに的確に対応した野菜生産を行う担い手の育成・確保や担い手を中心とした安定的な野菜の生産・出荷体制の確立を図るため、契約取引や需給調整の的確な実施、担い手を中心とした産地への重点支援、リース方式による園芸施設の導入、季節や天候に左右されない植物工場の普及・拡大を推進しました。

(イ) 果樹

消費者の求める高品質な国産果実の安定供給体制の確立のため、果樹産地構造改革計画に基づき優良品目・品種への転換等の取組を行う担い手への支援を強化するとともに、うんしゅうみかんとりんごを対象に需給安定対策を実施しました。

ウ 就農形態の多様化に対応した若者等の就農促進

就農形態が多様化するなかで、農内外からの意欲ある若者等の就農を促進するため、情報提供・相談、体験・研修、参入準備、定着の各段階に応じたきめ細かな支援を実施しました。特に、若者等の農業法人等への就業を一層促進するため、先進的な農業法人等における農業技術・知識を習得するための実践研修の支援を行いました（「農」の雇用事業）。

また、新規就農者の経営の早期安定を図るため、新たに農業経営を開始する青年の設備投資に対する支援を行いました。

エ 農業研修教育の充実

地域産業界や関係機関と連携し、バイオテクノロジー等先端的な技術・技能を取り入れた教育等を行っている学校を指定する「目指せスペシャリスト(スーパー専門高校)」事業を実施しました。

また、農業研修教育の中核的機関である道府県農業大学校等が実施する担い手育成のための施設等整備及び就農に向けた実践的な研修の機会を充実するための体制整備を支援しました。

4 先導的技術開発の加速化等

(1) 食料供給コスト縮減に向けた取組の推進

生産性や農業者の所得の向上を図るため、生産コストの縮減や流通の効率化等生産、流通の両面におけるコスト縮減に向けた取組を実施状況の点検等を行いつつ、着実に推進しました。

(2) 知的財産の創造・保護・活用

(ア) 農林水産業の競争力強化と農山漁村地域の活性化のために、「知的財産」を継続的に生み出し、または埋もれているものを再発見し（創造・発掘）、それを経済的価値につなげていく（活用）、経営体や各地域の取組を支援しました。

(イ) 技術開発の成果等の実用化を一層効果的に実施していくことを目的に、農林水産知的財産ネットワークを充実しました。

また、中小経営体による知的財産の活用・管理の手法を検討し、農林水産現場の新しい技術やノウハウの活用を促進しました。

さらに技術移転機関（TLO）を活用して農林水産省所管の試験研究独立行政法人が保有する知的財産権の産業界への移転を促進しました。

(ウ) 和牛の遺伝資源の保護・活用を図るため、精液の流通管理の強化、和牛の改良・生産体制の強化等を推進しました。

(エ) 「食と農林水産業の地域ブランド協議会」の活用による地域ブランド化に取り組む主体とそれを支援する者との交流促進、地域段階における地域ブランドの確立に向けた取組に対する支援等、地域ブランド施策を推進しました。

(オ) 我が国の植物新品種を海外においても適切に保護するため、植物品種保護制度の整備が遅れている東アジア地域において、制度の共通の基盤づくりを目指し、国際的に調和のとれた制度整備・充実を進めるため「東アジア植物品種保護フォーラム」のもとで引き続き技術協力、人材育成等の協力活動を推進しました。

(カ) 模倣品・商標権侵害対策として、関係省庁との連携のもと、外国政府に対し知的財産保護の強化、適正な審査の

実施等を申し入れるとともに、都道府県等利害関係者による商標出願状況の監視等の取組に対し支援しました。

(キ) 知的財産に関する農林水産現場の指導的人材を育成するため、普及指導員及び地方公共団体職員や農協の営農指導員等の指導的立場にある者に対し、知的財産専門研修を行うとともに、相談に対応できる体制を充実させました。

また、農林水産業者に対して、知的財産の意識を広く啓発するため、研修会を実施しました。

(3) 食料供給力の強化を図る研究開発

(ア) 米粉のパン等への利用を拡大するため、加工適性に優れた多収品種の選定、米粉パンの品質劣化防止技術等の基盤的技術開発を推進しました。

(イ) 飼料用稲の多収品種の栽培・給餌技術の確立、水田でも作付け可能な耐湿性のとうもろこしの開発を推進しました。

(ウ) 麦・大豆等の土地利用型農業の体質を強化するため、農作業の効率化・省力化を図る生産技術体系の確立を推進しました。

(エ) りん等の化学肥料の投入を減らす技術開発、有機農業の推進に資する省資源型農業の技術体系の確立を推進しました。

(オ) 施設園芸の省エネ化・コスト低減等に資するLED（発光ダイオード）等を用いた光の高度利用技術の開発を推進しました。

(カ) 提案公募により研究課題を募り、農林水産業・食品産業等における革新的な技術シーズを創出する基礎的な研究や現場ニーズに直結した技術開発、研究成果の実用化を促進する技術開発を推進しました。

(4) 技術と知的財産の力による新需要・新産業の開拓

公的研究機関の開発した新品種・新技術に

加え、民間企業における機能性農産物に関する研究成果や、地域特産物等の機能性を活かした新食品・新素材の事業化を推進しました。

(5) 農業生産資材費の低減及び高性能農業機械の開発

農業生産資材費の低減に資する取組として、関係団体等が策定した「農業生産資材費低減のための行動計画」に基づく取組をはじめ、農業機械のレンタルサービスの展開や生産性向上等に資する高度な農業機械のリース導入に対する支援を推進しました。

また、農業機械化を一層促進するため、生産コスト縮減に資する高性能農業機械の開発・実用化、農業機械の省エネルギー化対策、農作業安全対策等を推進しました。

II 食料自給率向上に向けた消費及び生産に関する施策

1 食料自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項

(1) 食料消費

ア 食料自給率向上に向けた国民運動の推進

食料自給率向上に向けた国民運動「フード・アクション・ニッポン」の推進を通じて、食料自給率向上に資する具体的な行動を喚起するため、推進パートナー企業の拡大や連携の強化、自給率向上に向けた優良な取組の顕彰・普及、国産食料品等ポイント制度のモデル実施、様々なメディアを活用した消費者への情報提供等を行い、国民運動を戦略的に展開しました。

イ わかりやすく実践的な「食育」と「地産地消」の全国展開

(ア) 「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の実践を促すため、地域内の関係者が連携した効率的・効果的な取組、管理栄養士や企業の管理職等向けの食育推進学習会、優良事例

- コンクール等を支援しました。さらに、ポスターやマスメディア等を活用した普及・啓発を行いました。
- (イ) 米等の食料自給力・自給率向上に資する重要な戦略品目の摂取改善に向けた取組を推進しました。特に米については、朝食欠食を改善するため、食品関係企業と連携した「めざましごはんキャンペーン」や「朝ごはんビジネス」及び「家族揃って夕ごはんキャンペーン」の推進、米飯学校給食の一層の普及・定着に向けた取組を推進しました。
- (ウ) 食や農への理解を深めるための教育ファームが全国で幅広く継続的に展開されるよう、運営マニュアル等の作成や取組効果の検証を支援しました。
また、地域の教育ファーム推進計画作成等を支援しました。
- (エ) 全国各地域における特色を活かした「地産地消推進計画」の策定を促進しました。
- (オ) 地産地消の中核的施設である農産物直売所や加工処理施設等の整備のほか、直売所の経営高度化の取組を推進しました。
- (カ) 農業、給食、商工、観光等関係者が地域一体となって取り組む「地産地消モデルタウン」のほか、高齢・小規模農家が活躍できる生産・流通体制づくりや、学校給食や社員食堂に地場農林水産物を安定供給する体制づくりを支援しました。
- (キ) 地域に所得や雇用の機会を創出するため、都市部での直売、農産物直売所の機能強化に必要な機器整備や量販店におけるインショップの展開等を緊急的に支援するとともに、学校給食における地場農畜産物の利用拡大メニューの開発・導入に要する地場産物の原料費等を支援し、取組を加速化しました。
- (ク) 講習会の実施や地産地消のさらなる

発展に活躍が期待される「地産地消の仕事人」の選定等により地産地消に取り組む人材の育成・確保を促進するとともに、成功事例の収集・紹介や関係者間の情報交換の場を提供しました。

ウ 国産農産物の消費拡大の促進

- (ア) (前掲 Ⅱ-1 (1) イ (イ) (本頁前段) を参照のこと)
- (イ) 米粉用米、飼料用米の利用促進を図るため、生産・流通・加工・販売の各関係者による連携を前提に、米粉用米、飼料用米の生産拡大や必要な機械・施設の整備等を総合的に支援しました。

エ 国産農産物に対する消費者の信頼の確保

- (ア) 農業生産工程管理 (GAP) の導入・推進
GAPの導入を支援するとともに、取組内容の高度化を図るため高度な取組内容を含むGAPの共通基盤部分に関するガイドラインの検討を開始しました。
- (イ) トレーサビリティの確立
(後掲 Ⅲ-1 (2) ア (297頁) を参照のこと)
- (ウ) 食品表示・JAS規格の適正化の推進
(後掲 Ⅲ-1 (2) イ (297頁) を参照のこと)
- (エ) 食品関係事業者の意欲的な取組を適正に評価・奨励するための環境整備
(後掲 Ⅲ-1 (2) ウ (297頁) を参照のこと)
- (オ) 原料の原産地表示の推進
(後掲 Ⅲ-1 (2) エ (297頁) を参照のこと)
- (カ) 消費者への情報提供
(後掲 Ⅲ-1 (2) オ (297頁) を参照のこと)

オ 食品ロスの削減に向けた取組

20年度に取りまとめられた「食品ロスの削減に向けた検討会報告」に基づき、

食品産業事業者、消費者に対し食品廃棄物の発生抑制に向けた取組について普及啓発を図るとともに、外食産業事業者向けの発生抑制指針の策定、フードバンク活動に当たっての論点整理を通じ、食品ロスの削減に向けた取組を推進しました。

(2) 農業生産

ア 経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進

(前掲 I-3 ア(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)(290頁)を参照のこと)

イ 農商工連携の推進

(後掲 V-2(5)エ(ア)、(イ)(307頁)を参照のこと)

ウ 効率的な農地利用の推進

(前掲 I-2 ア(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)(289頁)を参照のこと)

2 生産努力目標の実現に向けた施策

(1) 国産農畜産物の競争力強化に向けた生産面での取組強化

(ア) 食料自給力・自給率の向上を図るため、水田等を最大限活用し、需要に応じた麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米の生産拡大を支援しました。

(イ) 国産農畜産物の競争力強化を図るため、消費者・実需者等のニーズに対応し、一層の低コスト化、高付加価値化等に向けた担い手を中心とする「攻め」の取組を支援し、産地における力強い生産供給体制を確立しました。

(2) 品目ごとの取組

ア 米

(ア) 担い手への稲作の集積、水稻直播栽培等の新技術の導入、米粉用米、飼料用米等の低コスト生産に向けた多収性品種の導入、カドミウム吸収抑制対策等を推進しました。また、米粉用米、飼料用米増産に対応するため、既存の大規模乾燥調製施設の再編整備を推進しました。

(イ) 水田の有効活用に向けた米粉用米、飼料用米の生産を推進しました。

また、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の策定・公表を行いました。

(ウ) 地域自らが作成する地域水田農業ビジョンに基づく取組を支援する産地確立対策を実施しました。

また、本対策において当面の措置として、米の価格下落等の影響を緩和するための取組を支援しました。

(エ) 多様化する流通実態に応じた価格動向の把握及び公表を行うこと等により、適正な価格の形成を図りました。

イ 麦

担い手に対する麦作の集積、生産性や品質の向上に向けた各産地の取組等を推進しました。

また、パン・中華めん用小麦の作付け拡大に資する新品種・新技術の導入や実需者との連携による需要開拓、水田の高度利用(二毛作)等を積極的に推進し、麦の作付け拡大を推進しました。

ウ かんしょ・ばれいしょ

かんしょについては担い手への農地・作業の集積や受託組織の育成等を推進しました。

ばれいしょについては、加工食品用途への供給拡大に必要なソイルコンディショニング技術(畦から土塊・礫を取り除くことにより、ばれいしょの高品質化、収量向上及び収穫作業の効率化を可能にする技術)を導入した機械化栽培体系の確立等を推進しました。

エ 大豆

生産コストの縮減、単収向上に資する大豆300A技術及び湿害対策技術の普及を推進しました。

また、国産大豆の契約栽培による安定的な取引関係の構築や食品製造事業者等による商品開発の取組等を推進しました。

オ 野菜

(前掲 I-3 イ(ア) (290頁)を参照のこと)

カ 果樹

(前掲 I-3 イ(イ) (291頁)を参照のこと)

キ 花き

花を暮らしに取り込む活動等の推進、低コスト生産・流通体制、高級花き供給体制の構築を支援しました。

ク 畜産物

国産畜産物の競争力強化に向け、担い手の育成・確保のための産地リーダーの養成、生産・経営技術の指導、耕畜連携による地域飼料生産・供給体制の構築、産肉・泌乳能力等の高い種畜の選抜・利用及び繁殖性の改善指導、高能力家畜への更新促進、新しい飼養管理技術の普及、流通の合理化等を推進しました。

ケ 甘味資源作物

てん菜については、直播栽培体系の確立・普及や家畜ふん尿等の未利用資源の活用等による肥料等に過度に依存しない持続的な畑作体制の確立を推進しました。

さとうきびについては、農作業受委託の活用や機械化一貫体系の確立、先進的な土壌病害虫駆除技術の導入等を推進しました。

コ 茶

産地の生産性向上と収益性確保のため、茶園の改良、機械化体系の確立及び共同荒茶加工施設の老朽化対策等を推進したほか、リーフ茶の需要喚起のため、生産者と茶商工業者等の連携体制の構築や新商品開発等の取組を推進しました。

サ 飼料作物等

稲発酵粗飼料等の作付け拡大や飼料用稲わらの利用拡大、放牧の推進、国産粗飼料の広域流通、飼料用米の利活用、飼料生産の組織化・外部化等の取組を推進しました。

シ その他地域特産物等

こんにゃくいも、そば、雑豆、いぐさ等の特産農産物については、付加価値の創出、新規用途開拓、機械化・省力作業体系の導入等を推進しました。

また、繭・生糸については、養蚕・製糸業と絹織物業者等が提携し、高品質な純国産絹製品づくりを推進しました。

さらに、葉たばこについては、葉たばこ審議会の意見を尊重した種類別・品種別価格により、日本たばこ産業(株)が買入れしました。

III 食料の安定供給の確保に関する施策

1 食の安全及び消費者の信頼の確保**(1) リスク分析に基づいた食の安全確保****ア 食品安全に関するリスク評価の的確な実施**

食品安全委員会において、厚生労働省、農林水産省等から要請を受け、または委員会自らの判断により、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価(リスク評価)を実施しました。

イ 食品の安全確保**(ア) 科学に基づいたリスク管理**

リスク管理を一貫した考え方で行うための標準手順書に基づいた情報の収集・分析、科学的・統一的な枠組みのもとでの有害化学物質・有害微生物の調査を実施しました。

(イ) 生産段階における取組

農薬、肥料、飼料・飼料添加物、動物用医薬品の適正使用や、産地における有害化学物質等のリスク管理措置等を的確に行い、安全な農畜水産物の供給を確保しました。

(ウ) 製造段階における取組

a 食品等事業者に対する監視指導や事業者による自主的な衛生管理を推進し

ました。また、食品衛生監視員の資質向上や検査施設の充実等を推進しました。

- b 長い食経験を考慮し使用が認められている既存添加物については、毒性試験等を実施し、安全性の検討を推進しました。また、国際的に安全性が確認され、かつ、汎用されている食品添加物については、国が主体的に指定に向けた検討を実施しました。
- c いわゆる健康食品について、制度の普及・啓発に取り組むとともに、健康食品等を取り扱う事業者による自主的な安全確保の取組を推進しました。
- d 特定危険部位（SRM）の除去・焼却、BSE 検査の実施等により、食肉の安全を確保しました。
- e 中小規模の食品製造業における危害分析・重要管理点（HACCP）手法の導入を促進するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時設置法」による長期低利融資を行うとともに、責任者・指導者養成研修や、消費者団体と連携した普及・啓発等の取組を推進しました。

（エ）流通段階における取組

- a 卸売市場における品質管理高度化施設の整備を推進しました。
- b 食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の周知に努めるとともに、制度導入時に残留基準を設定した農薬等についての、食品健康影響評価結果を踏まえた残留基準の見直し、新たに登録等の申請があった農薬等についての残留基準の設定を推進しました。

（オ）輸入に関する取組

- a 防疫官の適切な配置等検査体制の整備・強化や、病害虫の危険度評価に基づいた検疫措置等により、家畜及び水産動物の伝染性疾患及び病害虫の侵入・まん延を防止しました。また、政府が輸入する米麦について残留農薬等

の検査を実施しました。

- b 輸入食品の安全性の確保のため、検疫所における人員の拡充や高度な検査機器の整備等により、輸入時の監視体制を充実強化するとともに、輸入食品監視指導計画に基づき重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施しました。また、輸入者による自主的衛生管理及び輸出国における衛生対策等を推進しました。

（カ）家畜防疫体制の強化

世界各国における高病原性鳥インフルエンザ等の発生等を踏まえ、輸入検疫等による家畜伝染病の侵入防止、国内における発生予防及びまん延防止、発生時の危機管理体制の整備等を実施しました。

（キ）産業動物獣医師の育成・確保

獣医系大学の学生への臨床研修等の実施による産業動物獣医師の育成等の支援と、無獣医師地域等における獣医療の提供を支援しました。

（ク）遺伝子組換え農作物に関する取組

生物多様性に及ぼす影響についての科学的な評価、安全性未確認の遺伝子組換え農作物に対する水際検査、国内の生産状況等の調査を実施しました。

（ケ）国際基準策定への参画

食品の安全性等に関する国際基準の策定作業への積極的な参画や、国内における情報提供や意見交換を実施しました。

ウ リスクコミュニケーションの推進

- （ア）食品安全委員会は、リスク評価結果等について、消費者、事業者、生産者等の関係者による情報共有を図るために、ホームページ等を通じた正確かつわかりやすい情報提供や関係行政機関と連携した意見交換会、意見・情報の募集等を実施しました。

- （イ）厚生労働省は、食品の安全性確保に関する施策等について、消費者等関係者に対する説明・意見聴取のため、関係府省や地方自治体と連携した意見交換会、施策の実施状況の公表、ホーム

ページを通じた情報提供、意見・情報の募集等を実施しました。

- (ウ) 農林水産省は、食品の安全確保に関する施策等の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、消費者、生産者、事業者等の関係者に正確かつわかりやすい情報を積極的に提供するとともに意見交換を実施しました。

エ 危機管理体制の整備

- (ア) 食品の摂取による人の健康への重大な被害が拡大することを防止するため、消費者庁の設置(21年9月)までの間において、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省等関係行政機関の連携のもと、大規模食中毒等の緊急事態への対処や発生の防止に関する体制を検証しました。
- (イ) 食品に由来する危害の発生に関連して、関係府省の消費者安全情報総括官による情報の集約及び共有、関係府省庁が連携した即時対応を実施しました。なお、消費者庁の設置(21年9月)後は、消費者庁を中心とした関係府省庁の消費者安全情報総括官による消費者の生命または身体に生ずる被害に関する緊急事態等における対応体制を整備しました。

オ 研究開発の推進

- (ア) 食品の安全を確保するための各種調査研究を推進しました。また、食品の汚染物質への暴露状況の詳細な把握を通じてリスク低減方策を検討しました。
- (イ) 食品の加工・流通の高度化、国際化等により多様化する危害要因について、生産から流通・加工段階にわたり体系的にリスク低減技術の開発を推進しました。
- (ウ) 鳥インフルエンザ、BSE等の診断・防疫措置の迅速化、効率化等を図る技術の開発を推進しました。

(2) 消費者の信頼の確保

ア トレーサビリティの確立

食品事故発生時の回収や原因究明等の迅速化に資するため、食品の移動の追跡・遡及の備えとするトレーサビリティに関し、食品一般について、中小事業者でも取り組みやすい具体的手法の検討のため、実態調査を行いました。国産牛肉については、制度の適正な実施が確保されるようDNA分析技術を活用した監視等を実施しました。

イ 食品表示・JAS規格の適正化の推進

- (ア) DNA分析等科学的手法を活用した食品表示の真正性の確認を行うことにより、食品表示について国(食品表示Gメン)による監視を徹底するとともに、消費者の協力を得て表示の監視を行う食品表示ウォッチャー制度や食品産業事業者に対する表示指導の強化等に取り組むことにより、食品表示の一層の適正化に努めました。
- (イ) わかりやすい食品表示を実現するための調査・審議を実施しました。
- (ウ) 既存のJAS規格の順次見直しや、新しいニーズに対応したJAS規格の制定・普及を推進しました。

ウ 食品関係事業者の意欲的な取組を適正に評価・奨励するための環境整備

食品の安全や消費者の信頼確保に向けた事業者の取組を評価・奨励するための枠組みを、具体的な活用を通じた検証等により改善し、普及を推進しました。

エ 原料の原産地表示の推進

食品産業のうち原産地表示のためのガイドラインにより自主的な原料原産地表示を進めようとする業界の事業者に対し、ガイドラインに基づく原産地表示が促進されるよう、アドバイザー等の育成を行い、食への信頼を確保する取組を実施しました。

オ 消費者への情報提供

食品安全等について親しみやすいホームページを作成しました。また、「消費

者の部屋」等において、消費者からの相談を受けるとともに、特別展示や相談室において、農林水産行政や食生活に関する情報を幅広く提供しました。

カ 食品関係事業者のコンプライアンスの確立のための取組

食品関係事業者の自主的な企業行動規範等の策定を促すなど食品関係事業者のコンプライアンス（法令の遵守及び倫理の保持等）確立のための各種取組を促進しました。

キ 研究開発の推進

食品・農産物の原産地、生産履歴情報、品種・系統等の判別技術を開発し、国際標準化を踏まえつつ妥当性が確認された分析方法の確立を推進しました。

2 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進

(1) 国民運動としての食育の推進

食育推進基本計画等に基づき、関係府省が連携しつつ、様々な分野において国民運動として食育を推進しました。

また、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成し生活リズムの向上を図るための「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進しました。

(2) 生産、流通、消費の各段階を通じた食育の推進

（前掲 II-1(1)イ(ア)、(イ)及び(ウ) (292頁及び293頁)を参照のこと）

(3) 学校における食育の推進

栄養教諭が中核となって家庭や地域との連携を図りながら食育を推進するための実践的取組の展開、教職員用指導参考資料や保護者等向け啓発資料の作成等を実施しました。

また、学校給食における地場産物の活用を促進するため、供給体制を整備する等、年間をとおした安定的な供給方策の調査研究等を実施しました。

3 地産地消の推進

（前掲 II-1(1)イ(エ)、(オ)、(カ)、(キ)及び(ク) (293頁)を参照のこと）

4 食品産業の競争力の強化に向けた取組

(1) 農商工連携の推進

（後掲 V-2(5)エ(ア)、(イ) (307頁)を参照のこと）

(2) 食品の技術開発の推進

食品産業の国際競争力の強化のため、競争的資金を活用して技術開発を推進するとともに、異業種・異分野間を含めた産学官の連携形成等の取組を支援しました。

(3) 食品流通の構造改革の推進

ア 卸売市場の機能・連携強化等

安全で効率的な卸売市場システムを確立するため、品質管理の高度化、卸売市場の再編を推進しました。

イ 食品小売業の活性化

コスト削減のビジネスモデルの実証・普及、食品小売業者等が生産者団体等と連携して行う地域農林水産物を活用したブランド化、オリジナル商品の開発等を支援しました。

ウ 食品流通の効率化

食品流通における電子タグ等の新技術や通い容器の普及に向け、新技術を活用するビジネスモデルや地方における通い容器の推進体制の構築を支援しました。

また、食品流通における共同配送や受発注書類の統一化等を推進するうえでの問題点の調査・分析や解決方策の検討を支援しました。

(4) 東アジア食品産業活性化戦略の推進

東アジアとともに成長・発展するという視点に立ち、我が国食品産業の東アジア各国への投資を促進し、経営体質・国際競争力の強化を図るため、投資促進に必要な情報の収集・提供、現地での連絡協議会の開催、技術的課題の解決等を支援しました。

(5) 食品産業における環境負荷の低減及び資源の有効利用

ア 食品リサイクルを通じた循環型経済社会システムの構築

新たな食品リサイクルのビジネスモデルの提示、食品産業事業者における食品廃棄物品質維持設備の導入、技術の改良

による食品廃棄物の新規用途開発に向けた事業化を支援するとともに、再生利用事業計画（食品リサイクルループ）の認定等により、食品リサイクルの取組を促進しました。

イ 容器包装リサイクル促進対策

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく義務履行の促進、容器包装廃棄物の排出抑制のための取組の促進等を実施しました。

ウ その他環境対策の総合的推進

食品産業におけるCO₂排出削減の取組を推進するため、セミナーの開催、業種特性に応じた排出抑制手法の提示、優良事例の表彰、自主行動計画のフォローアップ等を実施しました。また、割箸をバイオマス資源として再利用するためのシステム構築に向けた実験を実施しました。

5 食料の安定輸入の確保と不測時における食料安全保障

(1) 農産物の安定的な輸入の確保

- (ア) 穀物の輸入先国との緊密な情報交換を通じ、安定供給を確保しました。
- (イ) アジア諸国等とのEPAの締結を通じ、輸出国における生産の安定を図るとともに、輸出規制、輸出税といった貿易阻害要因の除去等に努めました。
- (ウ) 国際海上コンテナターミナル、多目的国際ターミナルの整備等、国際港湾の機能強化を推進しました。
- (エ) 海外農業投資を促進するため、関係省庁・機関により構成される「食料安全保障のための海外投資促進に関する会議」において、「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」を取りまとめました。

(2) 不測時における食料安全保障

不測時の食料安全保障マニュアルについて、国内外の需給動向を踏まえた実効性を点検し、必要に応じて見直しを実施するとともに、不測時の国内農業生産による供給可能量

の水準等について、国民への普及・啓発を実施しました。

(3) 適切な備蓄の実施

ア 米

100万t程度を適正備蓄水準として、入札による買入れ・売渡しを通じた円滑な備蓄運営を実施しました。

イ 麦

民間が保有する在庫水準を勘案のうえ、外国産食糧用小麦需要量の1.8か月相当分の政府備蓄を実施しました。

ウ 大豆

民間流通在庫の実態を考慮し、食品用大豆の年間需要の約2週間分の政府備蓄を実施しました。

エ 飼料穀物

海外依存度の高い飼料原料について、天災等による輸送ルートにおける障害等、不測の事態に対応するため、とうもろこし・こうりゃんを60万t備蓄しました。

6 世界の食料事情の多角的分析と国民全体での認識の共有

(1) 食料情報の一元的な集約・分析とこれを活用した食料需給見通しの策定

省内外において収集した国際的な食料需給にかかる情報を一元的に集約するとともに、我が国独自の短期的な需給変動要因の分析や、中長期の需給見通しを策定し、これらを国民にわかりやすく発信しました。また、世界の超長期食料需給予測を行うためのシステム開発手法の検討と開発協力研究者とのネットワークを構築しました。

(2) 食料自給力・自給率向上に向けた国民運動の推進

(前掲 II-1(1)ア(292頁)を参照のこと)

7 国際協力の推進

(1) 世界の食料安全保障にかかる国際会議への参画

G8 農業大臣会合（21年4月）、G8 ラクイラ・サミット（21年7月）、FAO 世界食料安全保障サミット（21年11月）、OECD 農業大臣会合（22年2月）等の国際会議に参画し、世界の食料生産の促進と農業投資の増大の重要性を主張するなど、世界の食料生産の増大に向けた国際的な取組を推進しました。

(2) 食料・農業分野における技術・資金協力

(ア) 援助需要を的確に反映した国別援助計画を策定しました。

(イ) 開発途上国からの要請に応じ、技術協力及び資金協力を実施しました。

(ウ) 開発途上国における食料安全保障の確保や地球環境問題への対応、農業交渉等における我が国の主張への理解を図るため、研修員の受入れ、専門家の派遣及び国際機関への資金拠出等を実施しました。

(3) 国際的な食料の安定供給の確保に向けた支援策の強化

(ア) 既存の枠組みでは対応できない大規模な緊急食糧支援ニーズに円滑に対処するため、緊急食糧支援の実施に伴う財政負担を平準化するための資金を造成しました。

(イ) 東アジア地域における大規模災害等の緊急時に初動援助を行うための米の備蓄の造成等を内容とする「東アジア緊急米備蓄パイロットプロジェクト」を支援しました。

(ウ) アセアン地域の食料安全保障の強化を図るため、域内各国の統計情報等の整備への支援を強化しました。

(エ) 世界の穀物需給の安定に貢献するため、乾燥・塩害等の不良環境に強い遺伝子を活用した小麦・稲等を開発するための国際共同研究を推進しました。

IV 農業の持続的な発展に関する施策

1 望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保

(1) 担い手の明確化と支援の集中化・重点化

(前掲 I-3 ア(ア)、(イ)及び(ウ)(290頁)を参照のこと)

(2) 農作業受託組織の育成

畜産経営にかかる労働負担の軽減や作業の効率化、低コスト化を図るため、コントラクター（飼料生産受託組織）の育成に必要な施設機械、農業機械の整備、ヘルパー組織の体制整備等を推進しました。

2 人材の育成・確保等

(1) 就農形態の多様化に対応した若者等の就農促進

(前掲 I-3 ウ(291頁)を参照のこと)

(2) 農業研修教育の充実

(前掲 I-3 エ(291頁)を参照のこと)

(3) 高齢農業者の活動の促進

農村において高齢者が健康に生涯現役で活躍できるよう、高齢者グループの優良活動事例の普及・啓発、医療関係者による健康状態調査等の健康管理活動、ヘルパーや配食活動等を行う農村女性グループの人材養成活動等を支援しました。

(4) 農業者年金制度の着実な推進

(独) 農業者年金基金において、所要の年金給付を実施しました。また、農業者の確保を図るため、認定農業者等の保険料負担を軽減しました。

(5) 障がい者の就労促進

農業分野での障がい者の就労を促進するため、園芸福祉士等と連携した農業法人等における障がい者就労の取組の実証や普及・啓発を実施しました。

(6) 農業分野における外国人研修・技能実習制度の適正な運営

外国人研修生・技能実習生の受入れに関

し、その運営の適正化を図るため、地域の受入体制づくりの支援等を実施するとともに、21年7月の出入国管理及び難民認定法改正に伴う新たな研修・技能実習制度について周知徹底を図りました。

3 女性の参画の促進

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

地域における方針決定の場への女性の参画を促進するため、農業協同組合の女性理事枠や農業委員の議会推薦枠の設定やそれらの活用について周知徹底しました。また、地域の女性登用に向けた普及・啓発活動等を実施しました。

(2) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

女性の経済的地位の向上や農業経営者としての位置づけの明確化を図るため、女性認定農業者の拡大、女性の起業活動を促進するための研修及び情報提供等の支援を実施しました。

(3) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

女性の地域活動等への一層の参画に向けた環境整備を図るため、女性の地域活動や子育て期間等の負担軽減を支援する情報提供を実施するとともに、女性農業者によるネットワークづくりを促進しました。

4 農地の有効利用の促進

(前掲 I-2 ア(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(オ)(289頁)を参照のこと)

5 経営安定対策の確立

(1) 水田・畑作経営所得安定対策の実施

我が国の農業の構造改革を加速化するため、土地利用型農業の米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを対象として、担い手に対する「水田・畑作経営所得安定対策」を着実に実施しました。

(2) 省エネルギー対策

省エネルギー型機械・設備や木質バイオマ

ス利用加温設備、ヒートポンプ等の先進的加温設備の導入及びリースに対する支援を実施しました。

(3) 肥料価格高騰対策

施肥低減効果の高い新技術の導入等による肥料コストの一層の低減に向けた取組に対する支援により、肥料コストを抑えた施肥体系への転換を促進しました。

(4) 飼料価格高騰対策

配合飼料価格の大幅な変動に対応するための配合飼料価格安定制度の異常補てん財源の積み増しや、国産飼料の増産や食品残さを飼料として利用する取組などを支援しました。

(5) 品目別政策の実施

ア 米

担い手への米作の集積を促進するため、当面の措置として、産地確立対策のなかで都道府県の設計により、米の価格下落等の影響を緩和するための対策を行えるよう稲作構造改革促進交付金を交付しました(水田・畑作経営所得安定対策の加入者は対象から除く)。

イ 野菜

(前掲 I-3 イ(ア)(290頁)を参照のこと)

ウ 果樹

(前掲 I-3 イ(イ)(291頁)を参照のこと)

エ 砂糖及びでん粉

「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に基づき、砂糖及びでん粉の価格調整制度を適切に運用しました。

また、甘味資源作物及びでん粉原料用いも(水田・畑作経営所得安定対策の対象品目であるてん菜及びでん粉原料用ばれいしょを除く)の生産者に対し条件不利補正のための支援を実施しました。

さらに、国内産糖及び国内産いもでん粉の製造事業者に対して、最大限の合理化を前提とした支援を実施し、国内産糖・いもでん粉工場の食品安全・環境対策を推進しました。

オ 畜産

- (ア) 加工原料乳の再生産と肉用子牛生産の安定を図るため、加工原料乳生産者補給金制度、肉用子牛生産者補給金制度を実施しました。
- (イ) 配合飼料価格の高騰、枝肉卸売価格の低下等が肉用牛肥育経営や養豚経営に及ぼす影響を緩和し、経営の安定を図るため、肉用牛肥育経営安定対策事業に加え粗収益が物財費を下回った場合の緊急補てん事業、肉豚価格が地域保証価格を下回った場合の補てん事業及びその追加対策を実施しました。
- (ウ) 指定食肉（牛肉・豚肉）の価格安定を図るため、「畜産物の価格安定に関する法律」を適正に運用しました。特に豚肉については、需給及び価格の動向にかんがみ緊急的に調整保管を実施しました。鶏卵については、卵価安定基金の補てん準備金を造成しました。

(6) 農業災害による損失の補てん

災害による損失を補てんし、被災農業者の経営安定を図ることにより、農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業生産力の発展に資するため、農業災害補償制度の適切な運営を推進し、一層の加入の促進を図りました。

- (ア) 災害発生時における遺漏なき被害申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立等の措置を講じました。
- (イ) 家畜共済損害防止事業における対象疾病等の見直しを踏まえ、一層の事故低減が図られるよう同事業を適切に運営しました。
- (ウ) 農業共済の共済掛金及び農業共済団体の事務費等に対する助成措置を講じました。

6 経営発展に向けた多様な取組の促進

(1) 多様な経営発展の取組の推進

(前掲 I-3 ア(エ)(290頁)を参照のこと)

(2) 輸出促進対策の強力な推進

農林水産物・食品の輸出額を32年までに1兆円規模にするとの目標の達成を目指し、「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」に沿って以下の取組を推進しました。

- (ア) 検疫協議の加速化等の輸出環境の整備
- (イ) 日本食・日本食材等の海外における需要開拓
- (ウ) 品目、国・地域別のきめ細かな輸出の支援
- (エ) 意欲ある事業者に対する取組段階に応じたサポートの実施
- (オ) 相手国の安全性等の基準に対応する事業者への支援
- (カ) 輸出に向けた生産・流通・加工の各段階における基盤の強化とブランド戦略の推進
- (キ) 各地方農政局等を事務局とした「地方輸出促進協議会」を通じた、地域における輸出促進の取組の支援
- (ク) 海外需要に応じた農畜産物の生産に必要な施設の整備、輸出振興に資する生産・流通・加工技術の開発の促進
- (ケ) (独) 日本貿易振興機構 (JETRO) による貿易相談業務、海外市場調査、地域における輸出の取組への支援等を通じた海外販路開拓の支援
- (コ) 「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき地方公共団体等と食品製造業等の民間事業者が協働して行う海外への販路開拓の支援

(3) 食料供給コスト縮減に向けた取組の推進

(前掲 I-4(1)(291頁)を参照のこと)

7 経営発展の基礎となる条件の整備

(1) 知的財産の創造・保護・活用

(前掲 I-4(2)(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)及び(キ)(291頁及び292頁)を参照のこと)

(2) 生産現場のニーズに直結した新技術の開発・普及

ア 食料供給力の強化を図る研究開発

(前掲 I-4(3)(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)(292頁)を参照のこと)

イ 革新的な未来農業技術を核とした生産性の向上

労働負荷・時間の削減や経営規模の拡大を可能とするロボット技術等の革新的技術を実証・確立し、次世代農業の構築を推進しました。

ウ 各種技術の産地への導入

麦の実需者等のニーズに応じた新品種の育成・普及、主要農作物(稲、麦類及び大豆)の種子の品質向上や飼料作物の種子の安定供給、奨励品種の普及等、生産現場のニーズに直結した技術の導入等を推進しました。

エ 効率的かつ効果的な普及事業の推進

普及指導員等が都道府県を越えて連携し、各地の普及活動を支援するシステムを構築するとともに、普及指導員を技術と経営の両面から地域を総合的にマネジメントできる人材として育成することにより、効率的かつ効果的に普及事業を推進しました。

(3) 技術と知的財産の力による新需要・新産業の開拓

(前掲 I-4(4)(292頁)を参照のこと)

(4) 農業生産資材費の低減及び高性能農業機械の開発

(前掲 I-4(5)(292頁)を参照のこと)

8 農業生産の基盤の整備

(1) 農業の構造改革の加速化に資する基盤整備の推進

(前掲 I-2 ア(ウ)(289頁)を参照のこと)

(2) 農業水利施設等の適切な更新・保全管理

ア 農業用水の安定供給の確保

(前掲 I-2 イ(289頁)を参照のこと)

イ 農地等にかかる総合的な防災対策

(前掲 I-2 ウ(289頁)を参照のこと)

(3) 農村環境の保全・形成に配慮した基盤整備の実施

(前掲 I-2 エ(289頁)を参照のこと)

(4) 効率的・効果的な事業の実施

事業を効率的かつ効果的に進めるため、「農業農村整備事業等コスト構造改善プログラム」に基づき、引き続きコストの低減に資する取組を推進しました。

9 地球温暖化対策等の資源・環境対策の推進

(1) 環境保全型農業の推進

(ア) 我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換することを推進するため、「農業環境規範」の普及・定着、持続性の高い農業生産方式の導入の促進、地域でまとまって化学肥料・化学合成農薬の使用を大幅に低減する先進的な営農活動への支援に取り組みました。

(イ) 「有機農業の推進に関する基本的な方針」に基づき、有機農業への参入促進や普及・啓発の取組、有機農業の振興の核となるモデルタウンの育成を推進するとともに、技術の研究開発、成果の普及等、有機農業の推進体制の整備を推進しました。

(ウ) 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、家畜排せつ物の適正な管理に加え、その利活用を図るため、耕畜連携の強化やニーズに即したたい肥づくり、地域の実情に応じてエネルギー利用等の高度利用を推進しました。

(2) バイオマス利活用の加速化

(ア) 農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料向け利用の促進を図り、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大を推進するため、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」(農林漁業バイオ燃料法)

に基づく生産製造連携事業計画の認定を行いました(21年度認定件数8件)。

(イ) 農林漁業バイオ燃料法に基づき、主務大臣の認定を受けた「生産製造連携事業計画」に基づき新設されたバイオ燃料製造設備にかかる固定資産税の軽減措置による支援を実施しました。

また、バイオエタノール等混合ガソリンについては、揮発油税及び地方揮発油税のうち、混合バイオエタノール分(上限3%)に相当する税額の軽減措置を実施しました(21年2月25日「揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律」施行日)から25年3月31日まで)。

(ウ) 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表に基づき、国産バイオ燃料の本格的な生産を支援するため、原料供給から製造、流通まで一体となった取組を支援したほか、食料需給への影響の観点から、食料・飼料供給と両立できる稲わら等のソフトセルロース系原料の収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用までの技術を確立する取組についても支援を行いました。

(エ) 「国際バイオ燃料基準検討会議」において取りまとめた農林水産分野におけるバイオ燃料の持続性の基準に関する考え方について、国際バイオエネルギー・パートナーシップ(GBEP)をはじめとする国際的な議論の場で我が国の立場が適切に反映される取組を行いました。

(オ) エタノール生産コストの大幅な削減に向けて、稲わら等作物の非食用部や木質バイオマスから高効率にエタノールを生産する技術の開発、石油化学製品に代替するバイオマス・マテリアルの製造技術の開発、燃料利用とマテリアル利用を総合的に行うバイオマス利用モデルの構築等を推進しました。

(カ) バイオマスタウン構想の実現に向け、バイオマス利用モデルの構築や、

地域に豊富に存在するバイオマスを製品やエネルギーに変換して利用するシステムの構築を支援しました。また、バイオ燃料の高濃度利用に向けた実証事業を実施しました。

(キ) 「バイオマスタウン加速化戦略」を踏まえた施策を実施しました。

(ク) 東アジアにおけるバイオマスタウン構想の策定を推進するため、人材育成や関係者間のネットワークの構築等を実施しました。

(ケ) 下水処理場を核としたバイオマスの利活用や、下水道施設を利用した未利用エネルギーの循環等を推進しました。

また、我が国が全量を輸入に頼るりん資源の安定的確保に向けて、下水汚泥等に含まれるりんの回収・活用を推進するための方策について検討を実施しました。

(コ) バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「バイオマス活用推進基本法」(21年9月施行)に基づき、バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針等を定めた「バイオマス活用推進基本計画」の策定作業を行いました。

(3) 農林水産分野における地球温暖化対策の強化

(ア) 農林水産省地球温暖化対策総合戦略に基づき実施してきた地球温暖化防止策、地球温暖化適応策、農林水産分野の国際協力のさらなる推進に加え、農山漁村地域に賦存する様々な資源やエネルギーの有効活用による低炭素社会実現に向けた農林水産分野の貢献、農林水産分野における省CO₂効果の表示、農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用に向けた取組を新たに実施するとともに、国際交渉にも積極的に参画しました。

また、農林水産分野における排出量

取引の推進に向け、今後の取組のあるべき方向について検討しました。

- (イ) 地球温暖化対策研究戦略に基づき、地球温暖化防止技術・適応技術の開発等を推進しました。

(4) 農林水産業における生物多様性保全の推進

- (ア) 22年に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議に向け、消費者と生産者をつなぐ「生きものマーク」の活用等による国民理解の促進、関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標とその評価方法の開発、有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進等により、第三次生物多様性国家戦略や農林水産省生物多様性戦略に基づく生物多様性保全を重視した農林水産業を推進しました。

また、「農林水産省生物多様性戦略検討会」を開催し、国民一体となった生物多様性の保全についての取組を検討しました。

さらに、生物多様性基本法に基づく「生物多様性国家戦略2010」が策定されました。

- (イ) ラムサール条約第10回締約国会議(20年韓国にて開催)で、日韓両政府の共同提案により採択された「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上」(いわゆる「水田決議」)を踏まえ、生物多様性の向上のために水田が果たす役割の重要性を訴える取組を行いました。

10 災害対策

21年度は、平成21年7月中国・九州北部豪雨(梅雨前線豪雨)、台風第9号、台風第18号、日照不足・低温等により、農作物、農林水産関係施設等に大きな被害が発生しました。

これらの災害に対して、被害状況の早期把

握に努めるとともに、以下の措置を講じました。

ア 災害復旧事業の早期実施

農地・農業用施設、林地荒廃、治山施設、林道、漁港等の被害に対して、災害復旧事業等により早期復旧を図りました。

イ 激甚災害指定

特に被害が大きかった以下の災害等については、激甚災害に指定し、災害復旧事業費に対する地方公共団体等の負担の軽減を図りました。

- ① 「平成21年6月9日から8月2日までの間の豪雨による災害」(梅雨前線による豪雨)
- ② 「平成21年8月8日から同月11日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」(台風第9号)
- ③ 「平成21年10月6日から同月8日までの間の暴風雨による災害」(台風第18号)

ウ 共済金の早期かつ円滑な支払い

(前掲 IV-5 (6) (302頁)を参照のこと)

エ 被害農林漁業者等の資金需要への対応

台風第18号については、農業共済の対象とならない野菜に大きな被害が発生したことから、被害の集中した愛知県内の認定農業者(主に野菜を生産する者)が実質的に無利子で資金の借入れができるよう、スーパーL資金の優先対応枠を設定しました。

また、日照不足・低温等による被害については、特に被害が大きかった北海道において被災した認定農業者が、長期運転資金を実質的に無利子で借りられるよう、スーパーL資金の無利子化枠を確保しました。

オ その他の施策

地方農政局等を通じ、台風等の暴風雨による農作物等被害に対する技術指導を徹底しました。

V 農村の振興に関する施策

1 地域資源の保全管理政策の推進

(1) 農地・水・環境保全向上対策の推進

(前掲 I-2 オ(290頁)を参照のこと)

(2) 良好な農村景観の形成等

(ア) 農山漁村活性化に向けた総合的な取組の一環として良好な農村景観の形成を積極的に推進しました。

(イ) 農村特有の良好な景観及び将来に残すべき歴史的に価値の高い農業用排水施設を保全、形成、再生するため、地域関係者の意識の向上や人材育成を促進するとともに、景観と調和した農業的土地利用を誘導するなど計画的な土地利用を推進しました。

(ウ) 良好な農村景観の再生・保全を図るため、土地改良施設の改修等を推進するとともに、これらに対する技術的支援を実施しました。

(エ) 地域密着で活動を行っているNPO等に対する支援や、自然再生活動上の新たな課題に対する技術的な支援を実施しました。

(オ) 河川の蛇行復元や湿地の冠水頻度の増加等、自然再生事業を推進しました。

(カ) 魚類等の生息環境改善や人と自然がふれあえる地域整備を図るため、河川やため池等の水路結合部の段差解消による水域の連続性の確保、生物の生息・生育環境を整備・改善する魚のすみやすい川づくりを推進しました。

2 農村経済の活性化

(1) 農山漁村活性化に向けた総合的な取組の推進

農山漁村における定住、二地域居住及び都市と農山漁村との地域間交流の促進による農山漁村の活性化のため、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」に基づく支援を実施しました。

(2) 農山漁村における雇用創出への取組

農山漁村における雇用創出の取組を機動的に進めるため、農林漁業への就業相談や雇用対策に関する情報提供等を行い、関係府省と十分に連携をとりながら、雇用対策を推進しました。

(3) 地域の特徴を活かした多様な取組の推進

(ア) 個性ある地域づくりの実現を図るため、農村振興基本計画の作成を関係府省が連携して推進しました。

(イ) 農林水産業を核とした、自律的で経営感覚豊かな取組により地域を活性化させている先駆的事例を「立ち上がる農山漁村」として全国に発信・奨励しました。

(ウ) 農村の地場資源を活用した事業拡大や異業種連携の促進等、地域連携活動を進めるため、民間主導による地域づくりの取組を支援しました。

(エ) 地域住民、都市住民、NPO、企業等の協働により、農山漁村の伝統文化等の有形無形の資源を保全・活用するモデル的な取組を支援しました。

(オ) 都市部等の人材を農村活性化を担う人材として育成・確保するための仕組みづくりの取組に対して支援を行いました。

(4) 経済の活性化を支える基盤の整備

(ア) 農業の生産性の向上及び農産物輸送の効率化を図るため、点検作業や効率的な更新整備による既存施設の有効活用を図りつつ、農業振興の基盤としての農道を整備しました。

(イ) 日常生活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路ネットワークの整備を推進しました。また、地方道については、各地域の事業等の計画と整合をとり計画的に整備を推進しました。

(ウ) 農産物の海上輸送の効率化を図るため、船舶の大型化等に対応した複合一貫輸送ターミナルの整備を推進しまし

た。

(5) 中山間地域等の振興

ア 農業その他の産業の振興による就業機会の増大・定住の促進

(ア) 地域の特性を活かした高付加価値型農業等の推進、地域の多様な資源を活用した産業の育成、中山間地域の実情に即した農業生産基盤と生活環境の整備等を総合的に実施しました。

(イ) 過疎地域において、地域資源を有効に活用し、人・文化・情報等の交流を支援する地域間交流施設整備事業及び過疎地域の緊急の課題に対応するための自立活性化推進に関する調査を実施しました。

イ 中山間地域等における多面的機能の確保

農業生産活動の維持を通じて多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度に基づき支払いを継続的に実施しました。

また、集落が連携し、小規模・高齢化集落での水路、農道等の保全管理活動を行う取組を実施しました。

ウ 鳥獣被害対策の推進

(ア) 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき市町村が作成する被害防止計画の作成を推進しました。

(イ) 市町村が作成する被害防止計画に基づく、鳥獣の捕獲体制の整備、箱わなの導入、広域的な防護柵の設置、被害防除技術の導入、緩衝帯の設置、捕獲獣の地域資源としての利用等の取組を推進しました。

また、鳥獣の生息環境にも配慮した森林の整備・保全活動等を推進しました。

(ウ) 地域における技術指導者の育成を図るため、普及指導員、市町村職員、農林漁業団体職員等を対象とする研修を実施しました。

(エ) 野生鳥獣を誘引しない営農管理技

術、イノシシの効率的な捕獲技術等の開発を推進しました。また、地域ブロック単位の連絡協議会の積極的な運営や、鳥獣被害対策のアドバイザーを登録・紹介する取組を推進しました。

エ 農商工連携の推進

(ア) 「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」の活用等により、農林漁業者と食品製造業者等の中小企業者との連携を促進し、現場の問題解決を図るための実用化に向けた技術開発、お互いのノウハウ、技術等を活用して行う新商品の開発や輸出促進も含めた販路開拓、人材育成、専門的なアドバイスを行うコーディネーターの確保等の取組、新商品等の事業化のための食品製造施設等の整備を支援しました。

(イ) 加工・外食用需要に対応した産地サイドの取組の推進や、消費者ニーズに的確に対応し、食品販売サービスの機能強化等を図るため、中小食品小売業者における食品の製造・加工販売や産直、宅配サービスへの取組等に必要な設備・機器のリース方式による整備に対する支援等を通じて、農商工連携を推進しました。

3 都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進

(1) 都市と農村の交流の促進

(ア) 関係府省の連携による都市と農村の交流を促進するとともに、「オーライ！ニッポン会議」の活動に対する支援、優良事例の表彰等を通じて、多様な主体と協調・連携した国民運動を展開しました。

(イ) 全国の小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動の推進に向け、「子ども農山漁村交流プロジェクト」を農林水産省、文部科学省、総務省の3省が連携し、受入地域づくりに向け総合的に支援するとともに、「農山漁村に

におけるふるさと生活体験推進校」の指定を実施しました。また、受入地域の拡大を図るため地域リーダーの育成を支援しました。

(ウ) グリーン・ツーリズムの普及・推進を図るため、都道府県域を超えた広域的な取組に対する支援や当該取組に必要な施設、「農林漁家民宿おかあさん100選」による農林漁家民宿の品質向上、交流拠点や情報拠点の整備、商店街、企業等との連携の強化に向けた取組を総合的に推進しました。

(エ) 空き家住宅等の再生・活用等を推進する地方公共団体等を支援しました。

また、二地域居住を含めた広域的な人材流動化の動きを促進し、地域づくりの担い手確保につなげる方法を検討しました。

(オ) 観光交流人口の拡大による自立的な地域経済の確立を図るため、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、二泊三日以上の滞在型観光を促進する観光圏の形成のための取組を総合的に支援しました。

(カ) 条件不利地域（過疎、山村、離島、半島、豪雪地域）において、交流の促進等を図るために、市町村等が地域内の既存公共施設を活用して行う施設整備等を支援しました。

(キ) 地域の関係機関・団体等の協働による多様な体験活動や、都市と農山漁村等の青少年が農林水産業体験等とおして交流するなどの体験活動を推進しました。

(ク) 「道の駅」の整備により、休憩施設と地域振興施設を一体的に整備し、地域の情報発信と連携・交流の拠点形成を推進しました。

(ケ) 都市と農村地域を連絡するなど、地域間の交流を促進し、地域の活性化に資する道路の整備を推進しました。

(コ) 「子どもの水辺」再発見プロジェクト」の推進、水辺整備等により、河川

における交流活動を活性化しました。

(サ) 歴史的砂防施設の適切な保存・活用等のためのガイドラインに基づき、周辺整備等を推進しました。

また、歴史的砂防施設及びその周辺環境一帯を地域の観光資源の核に位置づけるなど、新たな交流の場の形成を推進しました。

(シ) 地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を活かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、普及・啓発、法に基づき取り組む地域への支援、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施しました。

(2) 都市及びその周辺の地域における農業の振興

都市住民のニーズ等も踏まえ、体験農園の全国的な拡大や都市の空闲地を活用した市民農園の開設に向けた検討等、都市住民の農に触れる機会の拡大につながる取組及び都市農業の振興や都市農地の保全のためのモデル的取組を支援するとともに、農産物直売所等の施設整備を支援しました。

(3) 多様な主体の参画等による集落機能の維持・再生

(ア) 地域住民、NPO、企業及び地方公共団体が一体となって身近な環境を見直し、自ら改善していく地域の環境改善活動を推進・支援しました。

(イ) 定住に関する情報提供体制の整備や定住後のサポート体制の構築等、都市から農村への定住等の促進に向けた地域の取組を支援しました。

(ウ) 複数集落による集落機能の相互補完等、集落機能の再編による自立したコミュニティを創出する取組を支援しました。

4 快適で安全な農村の暮らしの実現

(1) 生活環境の整備

ア 農村における効率的・効果的な生活環境の整備

- (ア) 地域再生等の取組を支援する観点から、地方公共団体が策定する「地域再生計画」に基づき、関係府省が連携して道路や污水处理施設の整備を効率的・効果的に推進しました。
- (イ) 農業の持続的な発展を図るとともに、地域の創造力を活かした個性的で魅力あるむらづくり等を推進するため、関係府省が連携しつつ、農業生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備を推進しました。
- (ウ) 農山漁村における定住や二地域居住を促進する観点から、関係府省が連携しつつ、計画的な生活環境の整備を推進しました。

イ 交通

- (ア) 交通事故の防止、交通の円滑化を確保するため、歩道の整備や交差点改良等を推進しました。
- (イ) 生活の利便性向上や地域交流に必要な道路、都市まで安全かつ快適な移動を確保するための道路の整備を推進しました。
- (ウ) 地方バス運行の確保を図るため、運行にかかる欠損補助や車両の購入費補助を実施しました。
- (エ) 離島住民が日常生活に不可欠な交通手段である離島航路において、構造改善投資に対して支援するとともに、運航の結果生ずる欠損に対して補助を実施しました。
- (オ) 地域住民の日常生活に不可欠な交通サービスの維持・活性化、輸送の安定性の確保等のため、島しょ部等における港湾整備を推進しました。

ウ 衛生

- (ア) 下水道、農業集落排水施設及び浄化槽等について、市町村の意見を反映したうえで近年の人口減少等も踏まえ、

都道府県が策定する「都道府県構想」を見直すとともに、地域の特性に応じた計画的・効率的な整備を推進しました。

また、下水道においては、既存施設について、適時・適切な修繕と更新により施設の長寿命化を進めるための「ストックマネジメント手法」の導入を推進しました。

- (イ) 農村における污水处理施設整備を効率的に推進するため、農業集落排水施設と下水道との連携及び農業集落排水施設と浄化槽との一体的な整備を実施しました。
- (ウ) 効率的な污水处理施設整備を図るため、下水道や農業集落排水施設等複数の污水处理施設が共同で利用できる施設の整備を図る污水处理施設共同整備事業（MICS）を推進しました。

また、従来の技術基準にとらわれず地域の実情に応じた低コスト、早期かつ機動的な整備が可能な新たな整備手法の導入を図る「下水道未普及解消クイックプロジェクト社会実験」を推進しました。

さらに、下水道整備に積極的に取り組んでいるが、普及の遅れている市町村において、社会情勢の変化を踏まえ下水道計画を見直したうえで、10年以内に人口の集中している地区の未普及解消を図るため、管きよの補助対象範囲を拡充する「下水道未普及解消重点支援制度」を創設しました。

- (エ) 人口分散地においてモデル的に集中整備を図ること等により、浄化槽の整備を推進しました。

エ 情報通信

- (ア) 効率的な農業経営、農村の活性化等を支援するため、関係府省が連携して情報通信基盤の整備を実施しました。
- (イ) 情報格差の解消を図るため、情報通信ネットワークの基盤となる施設や地域の特性に応じた情報通信基盤を整備

しました。

(ウ) 高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けて、河川、道路、港湾、下水道において公共施設管理の高度化を図るため、光ファイバ及びその収容空間を整備するとともに、民間事業者等のネットワーク整備のさらなる円滑化を図るため、施設管理に支障のない範囲で国の管理する河川・道路管理用光ファイバやその収容空間を順次開放しました。

オ 住宅・宅地

優良田園住宅による良質な住宅・宅地供給を促進し、質の高い居住環境整備を推進しました。

また、地方定住促進に資する地域優良賃貸住宅の供給を促進しました。

カ 文化

文化財保護法に基づき、農村に継承されてきた民俗文化財に関して、特に重要なものを重要有形民俗文化財や重要無形民俗文化財に指定するとともに、その修理・防災や伝承事業等に対する補助を行いました。

また、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財に関しても、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものについて登録有形民俗文化財に登録しました。

さらに、棚田や里山等の文化的景観や歴史的集落等のうち、特に重要なものをそれぞれ重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区として選定し、修理や防災等の保存・活用に対する支援を行いました。

キ 公園

都市計画区域の定めのない町村において、スポーツ、文化、地域交流活動の拠点となり、生活環境の改善を図る特定地区公園の整備を推進しました。

(2) 医療・福祉等のサービスの充実

ア 医療

「第10次へき地保健医療計画」(18～

22年度)に基づき、へき地診療所による住民への医療提供等農村を含めたへき地における医療の確保を推進しました。

イ 福祉

介護・福祉サービスについて、地域密着型サービス拠点等の整備及び創意工夫を活かした環境整備を実施しました。

(3) 安全な生活の確保

(ア) 山腹崩壊、土石流等の山地災害等を防止するため、復旧治山等の事業の実施を通じて地域住民の生命・財産及び生活環境の安全を確保しました。

(イ) 山地災害危険地区における治山事業について、地域における避難体制の整備等との連携により、減災に向けた効果的な事業を実施しました。

(ウ) 自力避難の困難な障がい者等災害時要援護者関連施設に隣接した山地災害危険地区等において、治山事業を計画的に実施しました。

(エ) 床上浸水被害が頻発している地域において、おおむね5年間で被害の解消を図るべく、床上浸水対策を実施しました。

(オ) 近年死者を出すなど甚大な土砂災害が発生した地域の再度災害防止対策を重点的に推進しました。

(カ) 人命の保護を図るため、将来起こり得る大規模地震等に起因するがけ崩れ等により地域に甚大な被害を起こすおそれのある箇所において施設整備を推進しました。

(キ) 病院、老人ホーム等の災害時要援護者関連施設を保全対象に含む危険箇所にかかる砂防事業を重点的に実施しました。

(ク) 地域の防災拠点等を保全する施設の整備や「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(土砂災害防止法)に基づく警戒避難体制の整備を実施し、ハード・ソフト一体となった効率的な土砂災害対策を実施しました。

(ケ) 土砂災害防止法に基づく土地利用規制や、土砂災害警戒情報の提供等を実施し、ソフト対策の強化を推進しました。

(コ) 農地災害等を防止するため、ハード整備に加え、防災情報を関係者が共有するシステムの構築、施設管理者等に対する支援体制の強化や減災のための指針づくり等のソフト対策を推進し、地域住民の安全な生活の確保を図りました。

また、地域全体の防災安全度を効果的かつ効果的に向上させるための、ため池総合整備対策を推進しました。

(サ) ^{きょうりょう}橋梁の耐震対策、道路斜面や盛土等の防災対策、災害のおそれのある区間を回避する道路整備を推進しました。

また、道路の冠水対策として、排水ポンプ等の施設整備や関係機関と連携し、適切な道路管理を推進しました。

さらに、冬期の道路ネットワークを確保するため、道路の除雪、防雪、凍雪害防止を推進しました。

各国・地域との交渉に当たっては、我が国全体としての経済上・外交上の利益を考慮し、我が国農業の重要性を十分認識し、「守るべきもの」はしっかりと「守る」との方針のもと、政府一体となって戦略的に交渉に取り組みました。

Ⅶ 団体の再編整備に関する施策

(1) 農業協同組合系統組織の再編整備に関する施策

地域レベルでの農協事業の活性化を図るため、経済事業改革を中心とした農協系統の改革を促進しました。

(2) 農業委員会系統組織の再編整備に関する施策

農業委員会の業務の効率的かつ効果的な実施、農業者に対するサービスの向上を図るため、市町村及び都道府県の各段階における農業関係団体との連携強化の取組を支援しました。

(3) 農業共済団体の再編整備に関する施策

将来にわたる農業共済団体の安定的な事業運営基盤を確保するため、すべての農業共済団体が自らの組織体制強化計画を策定するよう指導しました。

(4) 土地改良区の再編整備に関する施策

土地改良区の事業運営基盤の強化を図るため、広域的な統合整備構想の策定及び合併等を支援しました。

(5) 団体間の連携の促進

支援を受ける担い手にとっての利便性向上と支援機関の密接な連携や効率的運営を図る観点から、農業団体及び地方公共団体等により構成される「担い手育成総合支援協議会」を設置し、担い手向けの支援を一元的に実施するためのワンストップ窓口の開設や共同事務局化等を推進しました。

Ⅵ 国際交渉への取組

1 WTO 交渉における取組

「多様な農業の共存」を基本理念とし、食料安全保障の確保等の非貿易的関心事項が十分に配慮され、食料輸出国と輸入国の間のバランスのとれた貿易ルールの確立を目指して対応しました。

関係国等と連携を図りつつ、我が国の主張がドーハ・ラウンドの成果に適切に反映されるよう、戦略的かつ前向きに対応しました。

2 EPA (経済連携協定) / FTA (自由貿易協定) への取組

WTO を中心とした多角的な自由貿易体制を補完し、我が国の対外経済関係の発展や経済的利益の確保に寄与するものとして推進しました。

VIII 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

1 政府一体となった施策の推進

食料・農業・農村政策推進本部を中心として、食料自給率の向上に向けた取組をはじめ、政府一体となって実効性のある施策を推進しました。

2 施策の工程管理と評価

(1) 施策の工程管理

食料・農業・農村施策についての進捗及び効果等を検証するとともに、必要に応じ翌年以降の施策内容の見直しを行うなど、施策の改善を図りました。

(2) 政策評価

「農林水産省政策評価基本計画」及び「農林水産省政策評価実施計画」に即して、実績評価、総合評価、事業評価を推進しました。

3 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情のもとで限られた予算を最大限有効に活用する観点から、既存の予算を見直したうえで大胆に予算の重点化を行い、財政措置を効率的に運用しました。

4 的確な情報提供を通じた透明性の確保

透明性を高める観点から、国民のニーズに即した情報公開、情報の受発信を推進しました。また、幅広い国民の参画を得て施策を推進するため、国民との意見交換等を実施しました。

5 効果的・効率的な施策の推進体制

(1) 効果的・効率的な施策の推進

施策の具体的内容等が生産現場に速やかに浸透するよう、関係者に対する周知・徹底、人材の育成や組織づくりを促進しました。

(2) 農林水産分野の情報化と電子行政の実現

(ア) 農山漁村地域における光ファイバ等

を活用した情報通信基盤の整備、農地に関する区画図等の地図データの整備、電子タグ等の新技術を活用した生鮮食料品の物流効率化実証事業等を推進しました。

(イ) 国民の利便性・サービスの向上等を図るため、国民に広く利用されている行政手続のオンライン利用の拡大や業務・システムの最適化等を推進しました。

(3) 政策の展開を支える統計調査の実施と利用の推進

調査業務の効率化を図りつつ、重要施策の推進に必要な統計調査を確実に実施しました。

(ア) 政策ニーズ等への的確な対応の観点から、農政上の重要施策の推進に必要な生産統計調査、農業経営統計調査等を適切に行うとともに、農林水産統計の見直しを着実に実施しました。

(イ) 水稲作付面積を科学的かつ効率的に把握するため、衛星画像データを用いた手法の研究・開発に取り組みました。

(ウ) 我が国農林業の生産・就業構造や農山村地域の実態を総合的に把握し、政策の企画・立案にかかる基礎資料を整備するため、5年ごとにすべての農林業経営体等を対象として行う2010年世界農林業センサスを実施しました。

(エ) 統計調査のアウトソーシングの推進の一環として市場化テストのスキームを活用するとともに、ITの活用等による調査業務の効率化を推進しました。